

【短期入所生活介護】
【介護予防短期入所生活介護】

ショートステイ玉樹 利用料金表

(併設・ユニット型個室)

◆◆施設サービス費(日額)◆◆

2022年10月1日改定

要支援1	要支援2			
523単位	649単位			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
696単位	764単位	838単位	908単位	976単位

◆◆加算(日額)◆◆

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の「介護福祉士」取得率80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上	22単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の「介護福祉士」取得率60%以上	18単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の「介護福祉士」取得率50%以上 又は常勤職員75%以上 又は勤続7年以上の職員30%以上	6単位
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜間、基準値以上の職員を配置	18単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が50%以上、認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置	3単位
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加えて、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施	4単位

◆◆その他加算・減算(該当者のみ)◆◆

送迎加算(片道)	施設職員によるご自宅と施設間の送迎を利用した場合	184単位
療養食加算(1回)	医師からの指示で疾患治療として食事箋に基づき食事を提供する場合	8単位
認知症緊急対応加算(日額)	医師からの指示で緊急利用された場合(算定は7日間を限度とする)	200単位
若年性認知症利用者受入加算(日額)	若年性認知症と診断された方が利用された場合	120単位
緊急短期入所受入加算(日額)	居宅サービス計画に位置付けられていない方が緊急利用された場合(算定は14日を限度とする)	90単位
長期間利用減算(日額)	自費利用などを挟み実質連続30日を超えた場合(31日目から減算とする)	▲30単位

◆◆総単位数に乘じられる加算◆◆

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×1.6%

◆◆地域区分◆◆

八千代町は「7級地」に該当	1単位=10.17円
---------------	------------

◆◆サービス利用料金（介護保険給付対象外）◆◆

理美容サービス	当施設と提携をした理美容店スタッフが 随時来所して散髪します。 ※要予約：事前にお申込みください。	カットのみ	1,600円
		カット＋顔そり	2,000円(理容のみ)
連絡ファイル代	健康チェック・連絡用ファイル (紛失・破損された際にも別途頂きます)		350円/冊
受診・移送費	やむを得ず受診が必要な際、施設職員のみ で送迎した場合	4時間未満	1回 4,000円
		4時間以上	1回 8,000円
特別なレク活動等	ご希望により参加して頂いた場合の材料費など		実 費

◆◆居住費と食費◆◆

(日額)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	820 円	820 円	1,310 円	1,310 円	2,006 円
食費	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円
合計	1,120 円	1,420 円	2,310 円	2,610 円	3,451 円

第4段階食費の内訳（朝食：230円 昼食+おやつ：700円 夕飯：515円）

◆◆利用者負担限度額◆◆

	対象となる方
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方 預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円以内
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方 預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円以内
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の方 預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円以内
第4段階	上記にすべてに該当しない方

※詳しくは、担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ先



<http://www.tamaki.or.jp/>

〒300-3572

茨城県結城郡八千代町菅谷1021-1

ショートステイ 玉樹

電話：0296-49-3886